An aerial photograph of a residential area in Japan. A river flows through the center, with a road and a railway line crossing it. The surrounding area is densely packed with houses and some open fields. The sky is clear and blue.

土砂災害警戒区域(本郷③)における 急傾斜地対策事業の説明会

日時：令和7年3月16日(日)
場所：本郷生活改善センター

所沢市危機管理室
埼玉県川越県土整備事務所

本日の説明項目

1. 今までの経緯

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定
- (2) 崖上の亀裂発見
- (3) 斜面对策のための事前調査

2. 斜面对策工事を進める条件

- (1) 斜面の責任者
- (2) 埼玉県の斜面对策の方針
- (3) 受益者負担の内容
- (4) 考えられる斜面对策
- (5) 急傾斜地崩落危険区域等の指定

3. 今後のスケジュール

- (1) 工事完成までの手順
- (2) 事業実施にあたっての意向調査

1. 今までの経緯

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

- ・ H19.2 : 基礎調査の実施
- ・ H26.9 : 基礎調査結果報告と
土砂災害警戒区域指定の説明会
- ・ H27.2 : 土砂災害警戒区域の指定 (告示)

(2) 崖上での亀裂発見

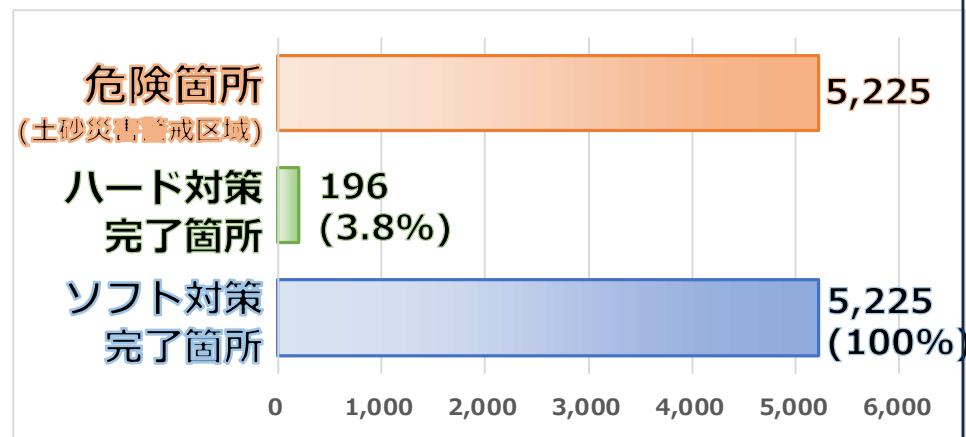
- ・ H25.9 : 亀裂発見
緊急対応及び観測業務
- ・ H25.10 : 観測業務の終了

(3) 斜面对策のための事前調査

- ・ H30.9~ : 地質調査
- ・ R2.2 : 土地境界の立会い

1(1).土砂災害警戒区域の目的と意味

土砂災害の危険箇所は非常に多くあり、ハード対策（対策工事）に取り組んでいるものの、住宅等の新規立地があると、守るべき箇所は増加することとなる。危険箇所をすべて対策工事によって安全にしていくのには膨大な時間と費用を要する。

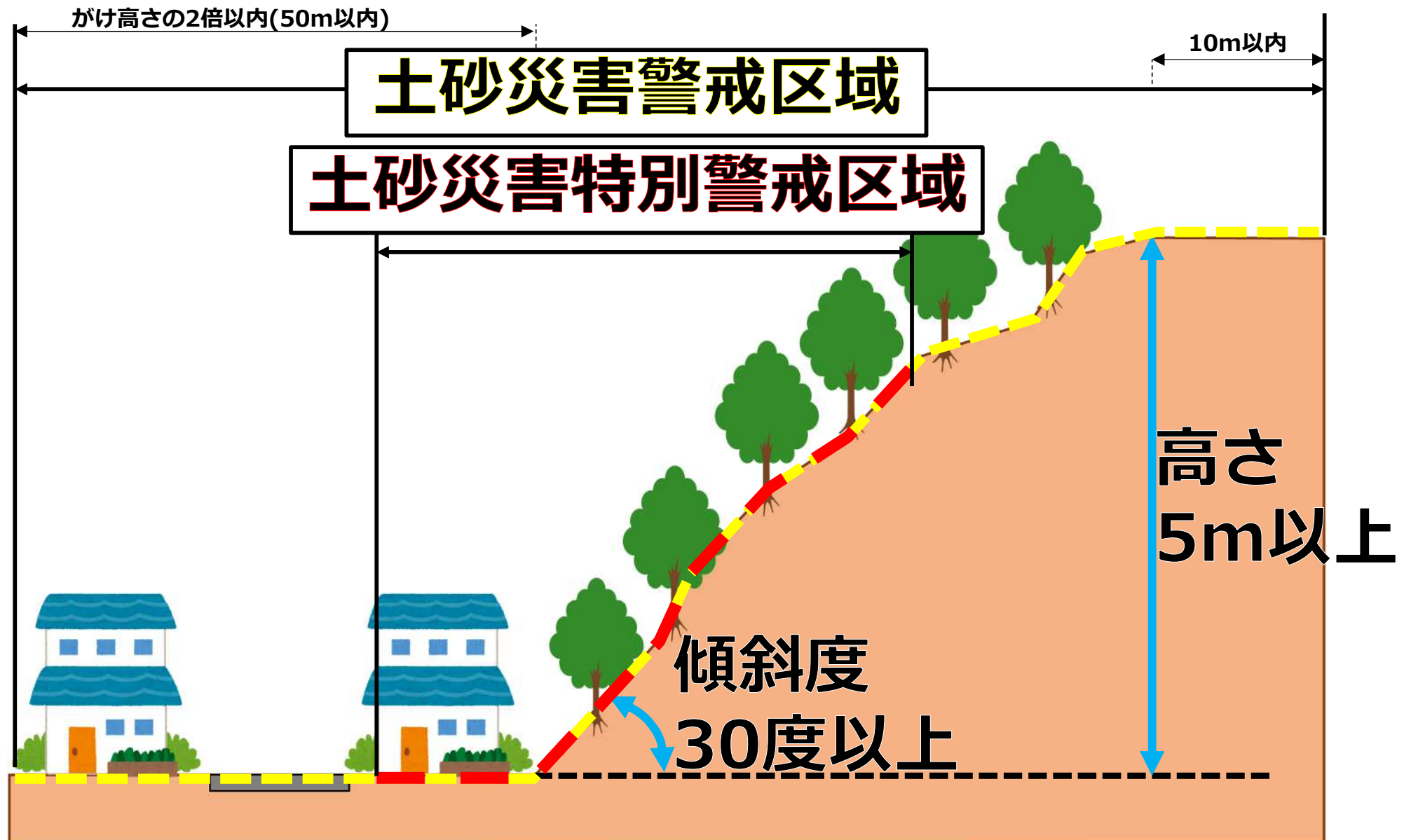


ハード対策を進める一方で、**土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、ソフト対策（危険の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限、建築物の構造規制等）を推進しようとするもの。**
(対策工事を行うためのものではない)



1(1).土砂災害のおそれのある区域とは(急傾斜地)

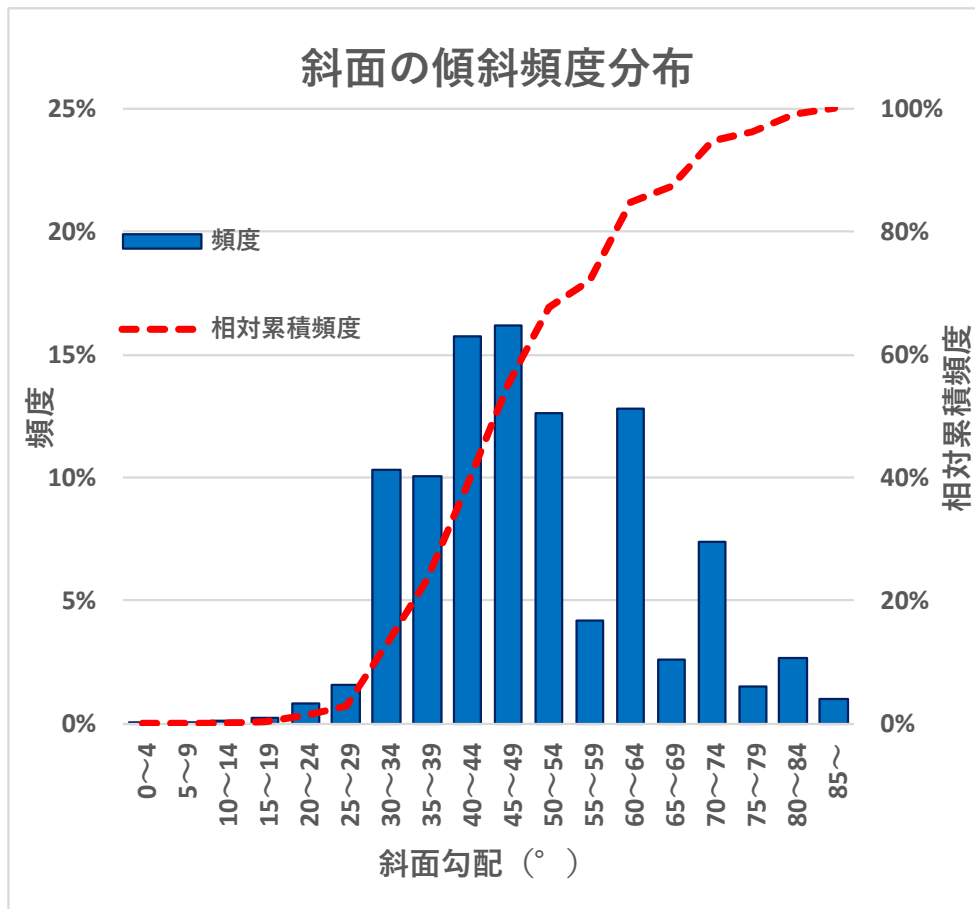
傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域



1(1).なぜ傾斜度30度,高さ5mなのか

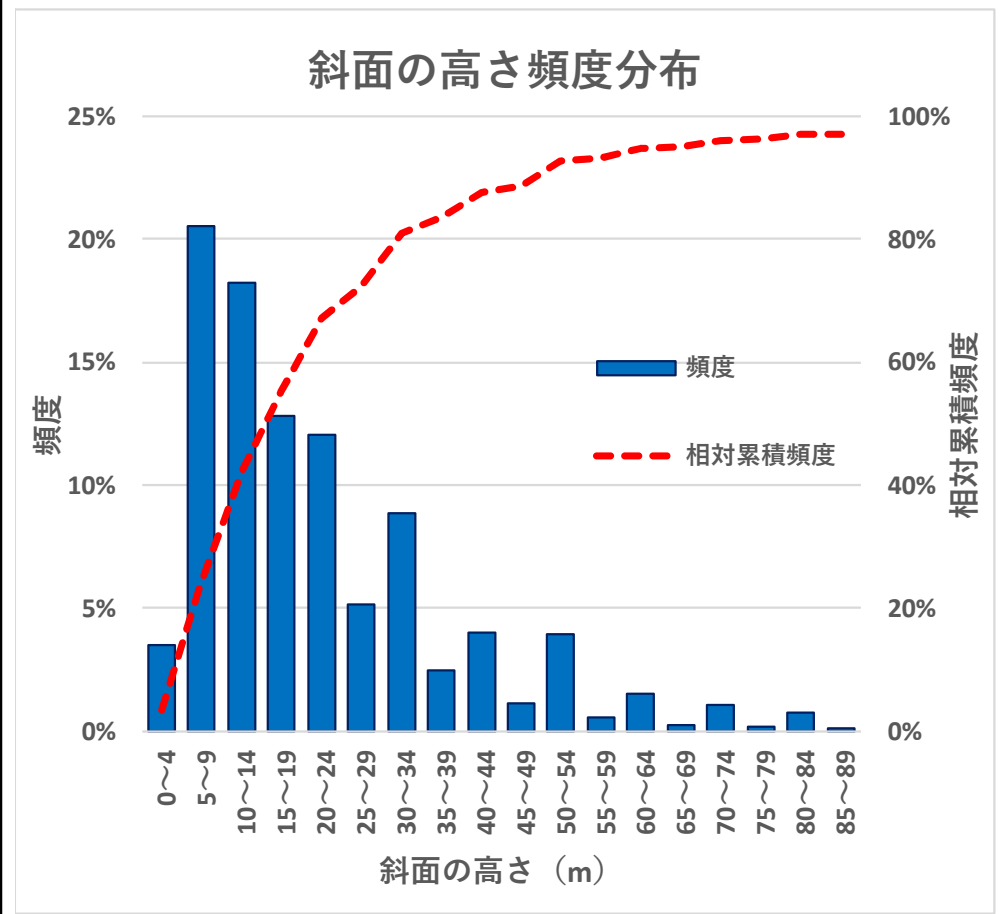
傾斜度

急傾斜地の崩落はほとんどが傾斜度30度を超える場合に発生している。



高さ

高さが5m未満の場合には生命又は身体に危害を生じたものはない。



1(1).基礎調査結果

H19.2の基礎調査(斜面の形状調査)の結果
平均傾斜度42.6度、平均高さ14.8mであった



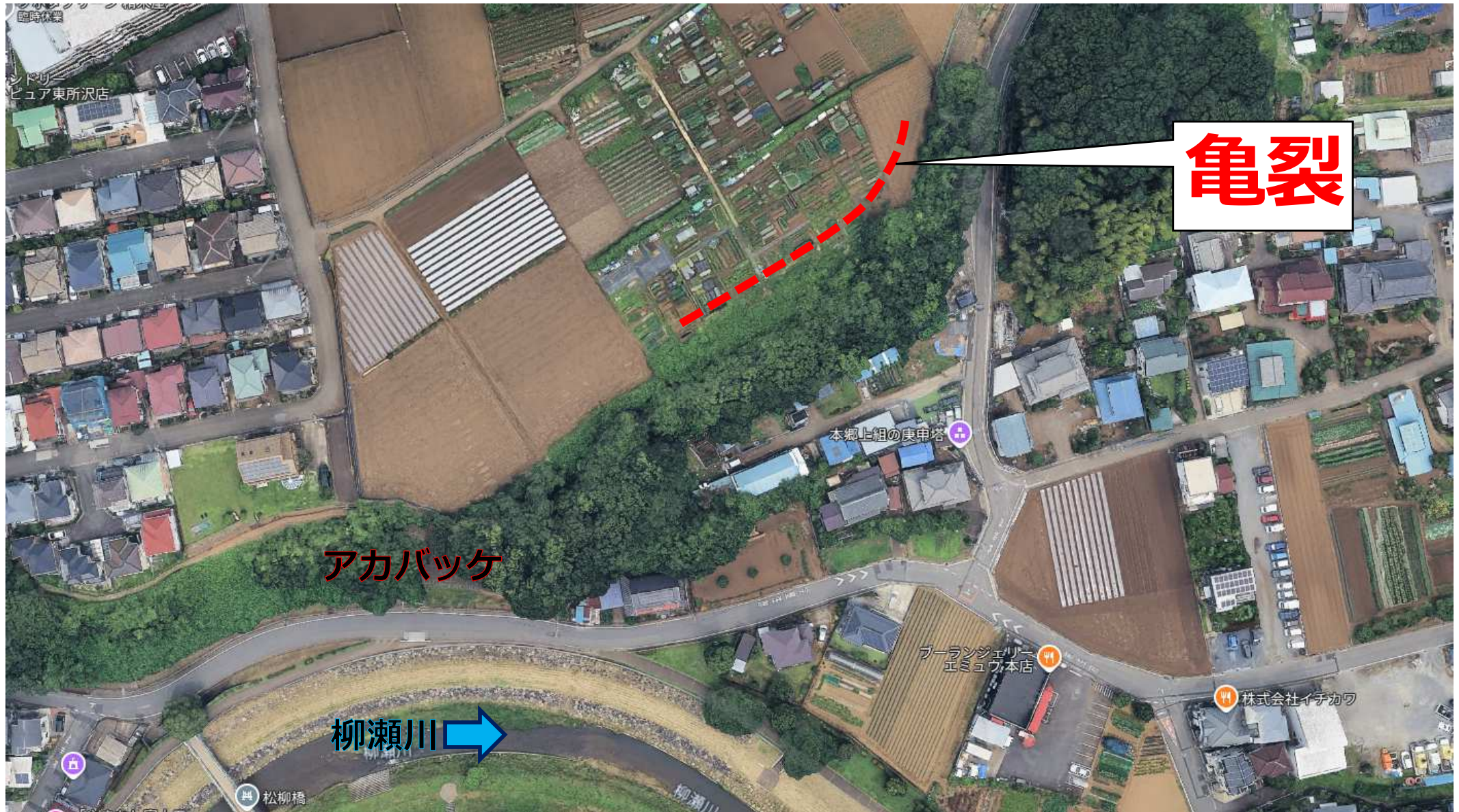
1(1).土砂災害警戒区域等の指定

H26.9に説明会を開催し、H27.2に当該箇所を土砂災害警戒区域等(本郷③)に指定した。



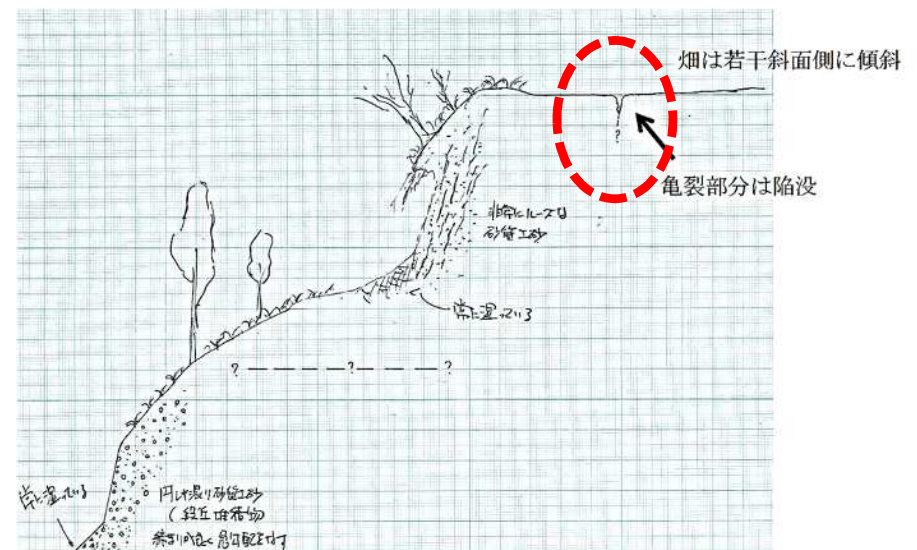
1(2).崖上頭部の亀裂

H25.9に亀裂が入っているとの住民通報



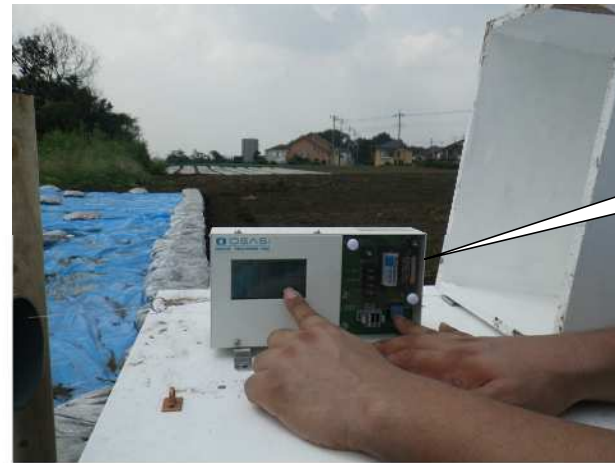
1(2).崖上頭部の亀裂

延長約70m(断続的)、深さ最大60cm、
斜面と平行で、雨が降るごとに拡大



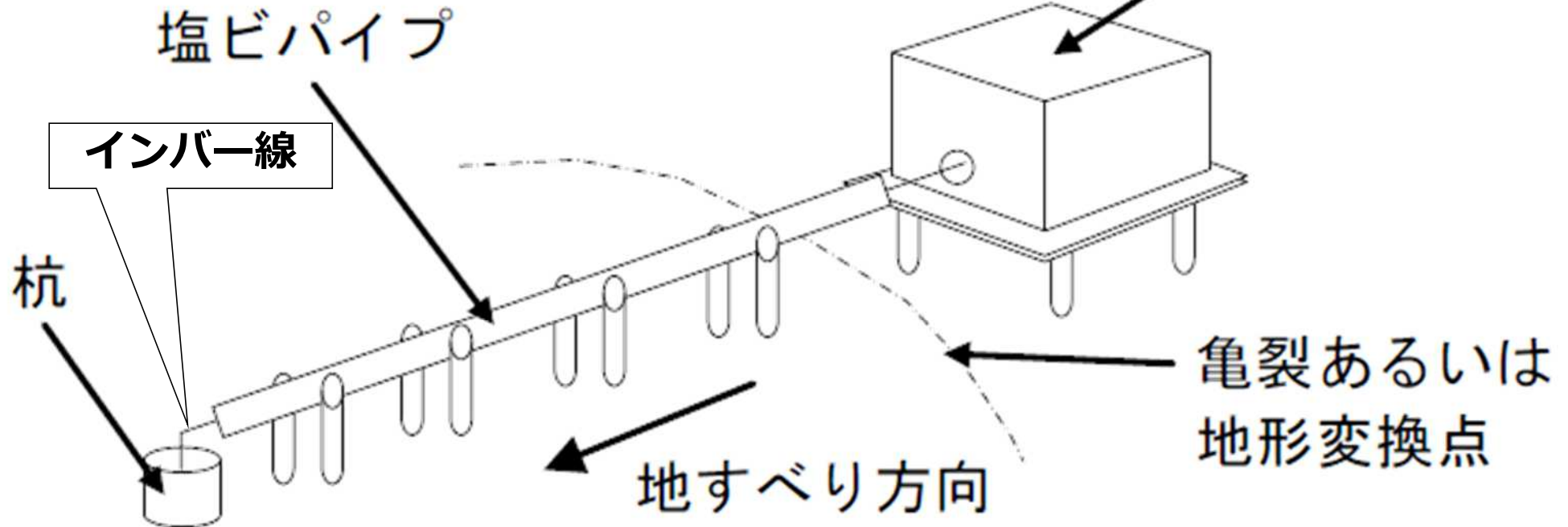
1(2).亀裂の観測

伸縮計を設置し、変動を観測



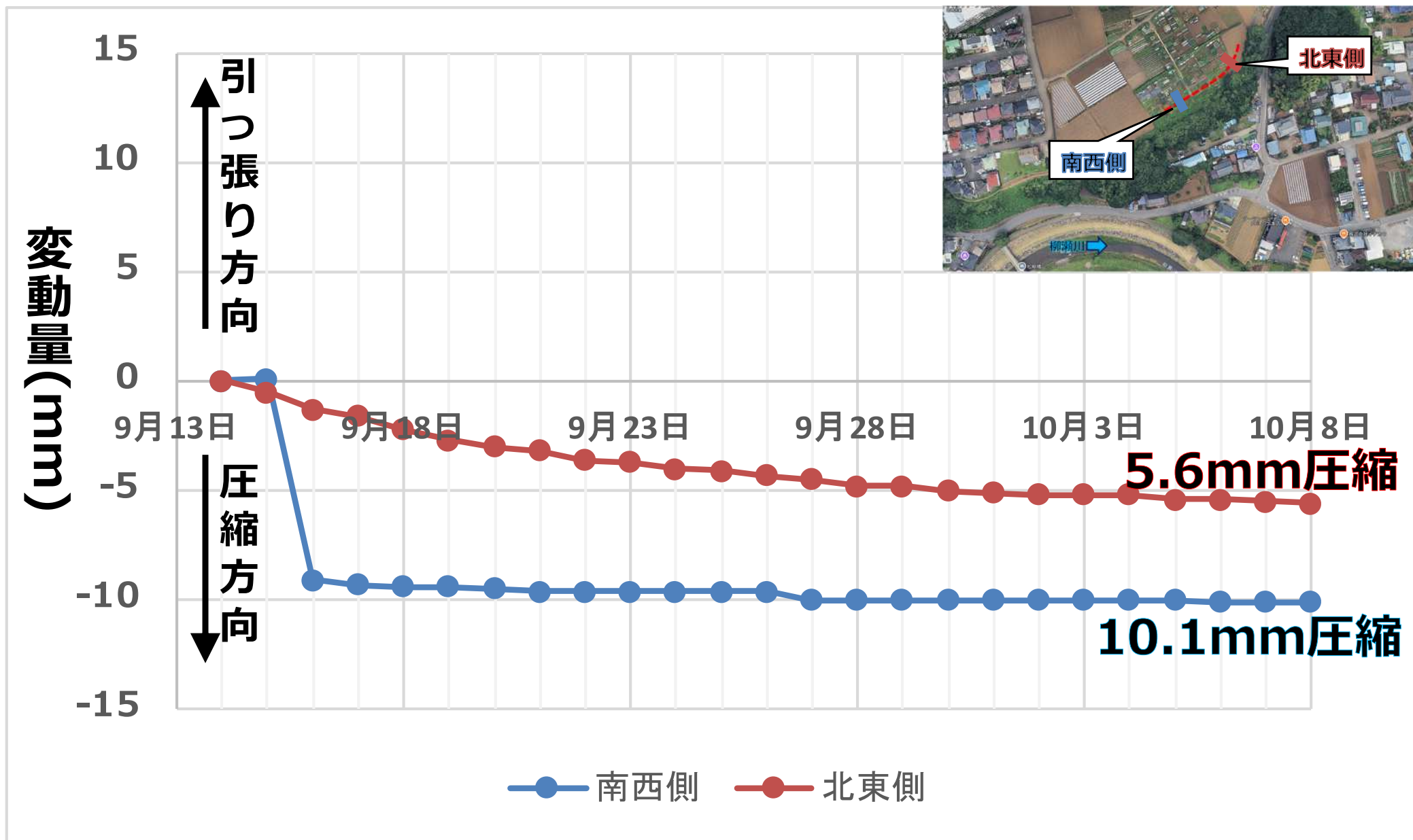
伸縮計の設置状況

伸縮計



1(2). 亀裂の観測結果

圧縮傾向を示し、降雨時には変動量が加速



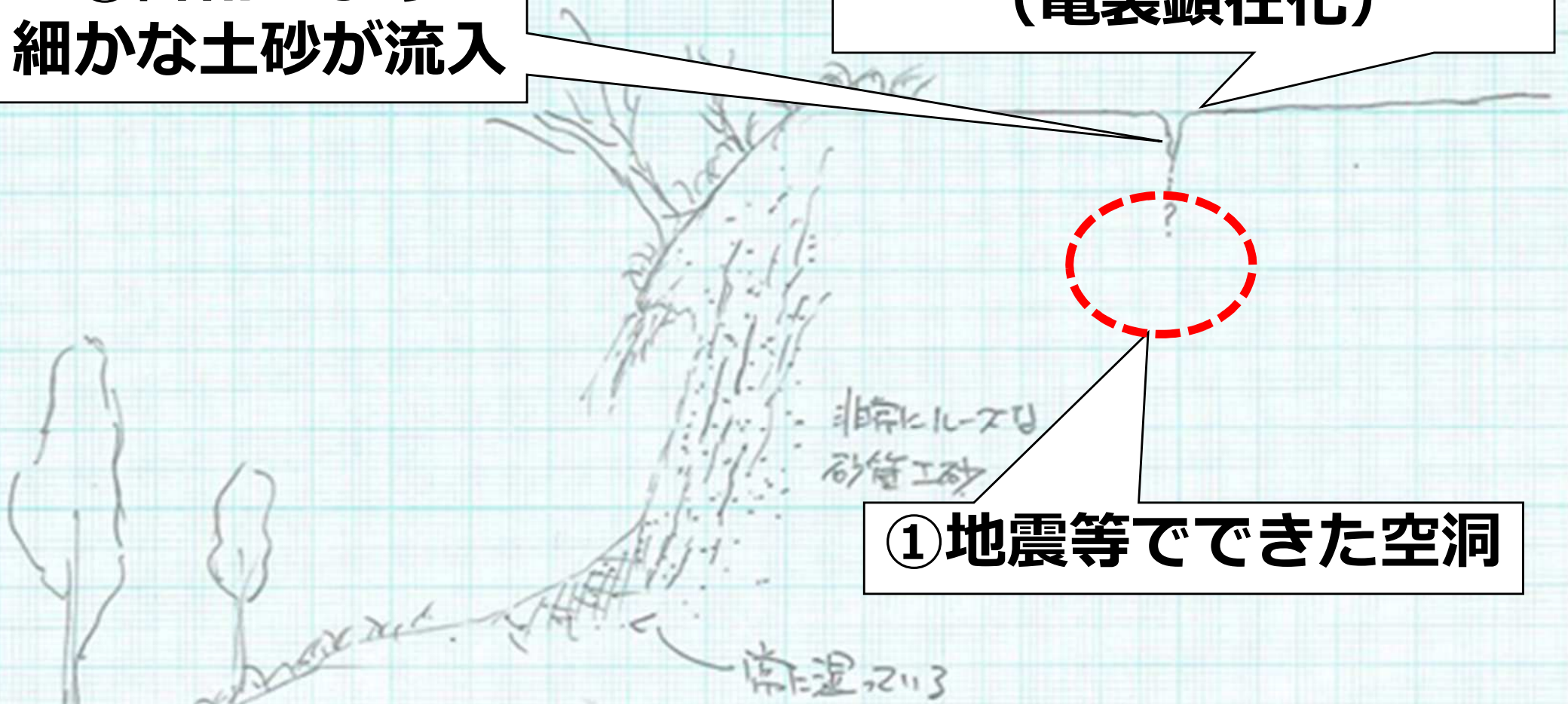
1(2).崖上頭部の亀裂の考察

亀裂の特徴や観測結果から、
地すべりや崩壊でない可能性が高い

② 降雨により
細かな土砂が流入

③ 緩くなった表土が陥没
(亀裂顕在化)

① 地震等でできた空洞



1(3). 斜面对策のための事前調査

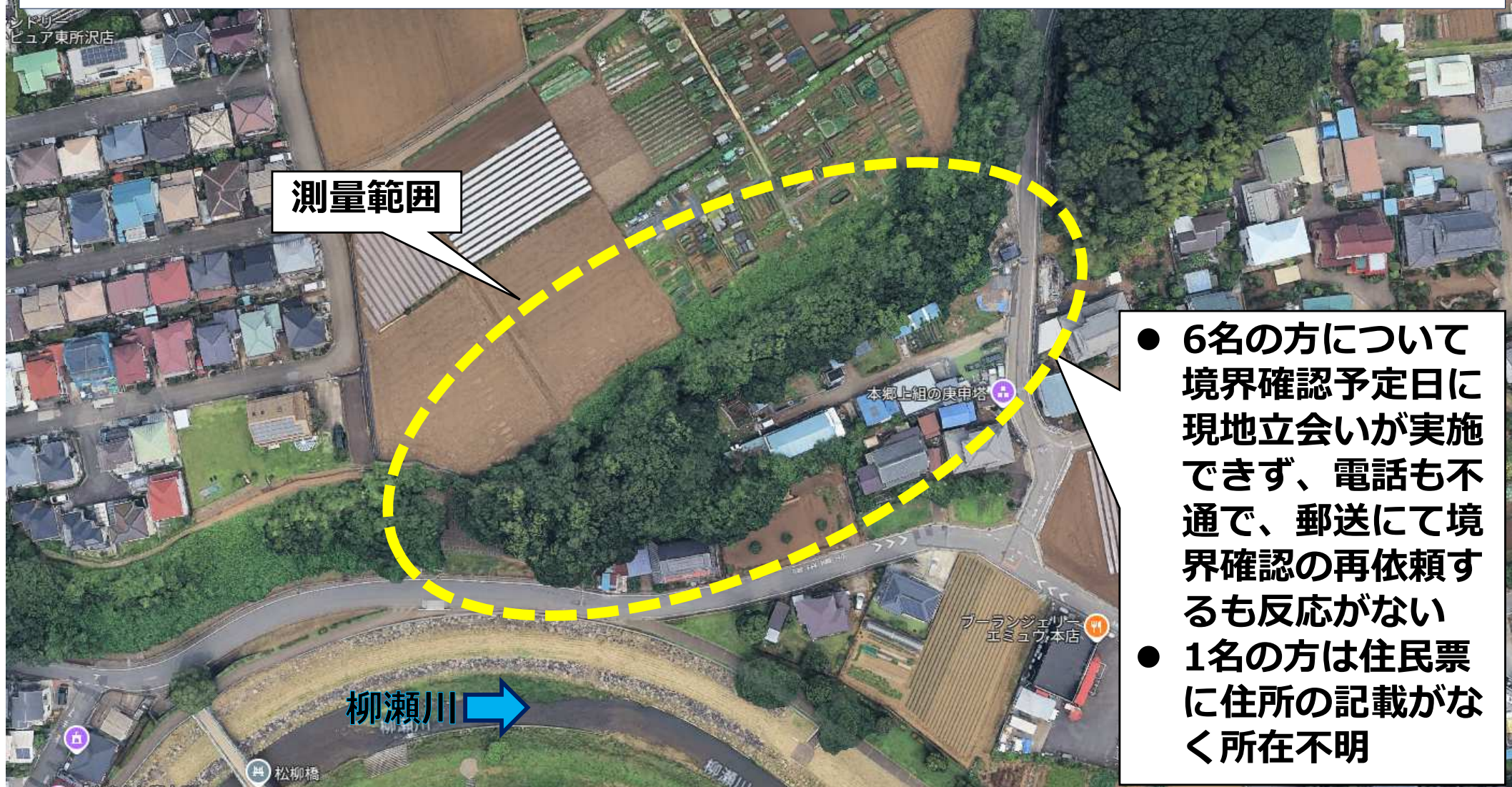
H30.7~8に斜面の地質調査を実施



凡例
● 地質調査
実施箇所

1(3). 斜面对策のための測量

R2.2に斜面及び斜面に接する地権者32名
に土地境界を確認するための立会いを依頼



- 6名の方について境界確認予定日に現地立会いが実施できず、電話も不通で、郵送にて境界確認の再依頼するも反応がない
- 1名の方は住民票に住所の記載がなく所在不明

2(1). 斜面の責任者

(適正な利用及び管理等)

土地基本法第3条第2項

土地は、 その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、**適正に** 利用し、又は**管理されるものとする。**

(土地所有者等の責務)

土地基本法第6条

土地所有者等は、 第2条から前条までに定める土地についての基本理念にのっとり、**土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。**

2(2).埼玉県斜面对策の方針

	地すべり	土石流	急傾斜地崩壊
略図			
責任者	埼玉県の義務 (被害規模が大きく影響範囲も広い)	埼玉県の義務 (被害規模が大きく影響範囲も広い)	土地所有者の責務
箇所数	108区域	1,497区域	3,620区域
整備率	3.6%	14.8%	3.5%
県の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●観測を実施 ●滑動があれば優先的に事業化 	<ul style="list-style-type: none"> ●優先度の高い区域から整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地所有者での対策が困難な場合に限り県で対策工事を実施 ●受益者が限定されるため、受益者負担を求める ●受益者負担が整えば、優先度の高い区域から整備
県の目標	7区域着手/30年間	162区域着手/30年間	43区域着手/30年間

2(2).埼玉県の斜面対策の方針

本郷地区の急傾斜地(本郷③)
については、土地所有者による
対策は困難と認められ、土砂災害
特別警戒区域内に人家があること
や過去に崖上で亀裂が発生したこ
とも考慮し、**土地所有者からの
受益者負担が整えば、県で優先
的に対策工事を実施していく。**

2(3).県が求める受益者負担

1. 土地の寄付又は施工承諾

(1)法枠工などの構造物を設置して対策する場合

土地の寄付(無償)を受け、県が斜面の土地所有者となり、県の土地を管理するために、斜面对策工事を行っていきます。構造物を設置し、その後の維持管理も県で実施していきます。

(2)斜面の形状変更をして対策する場合

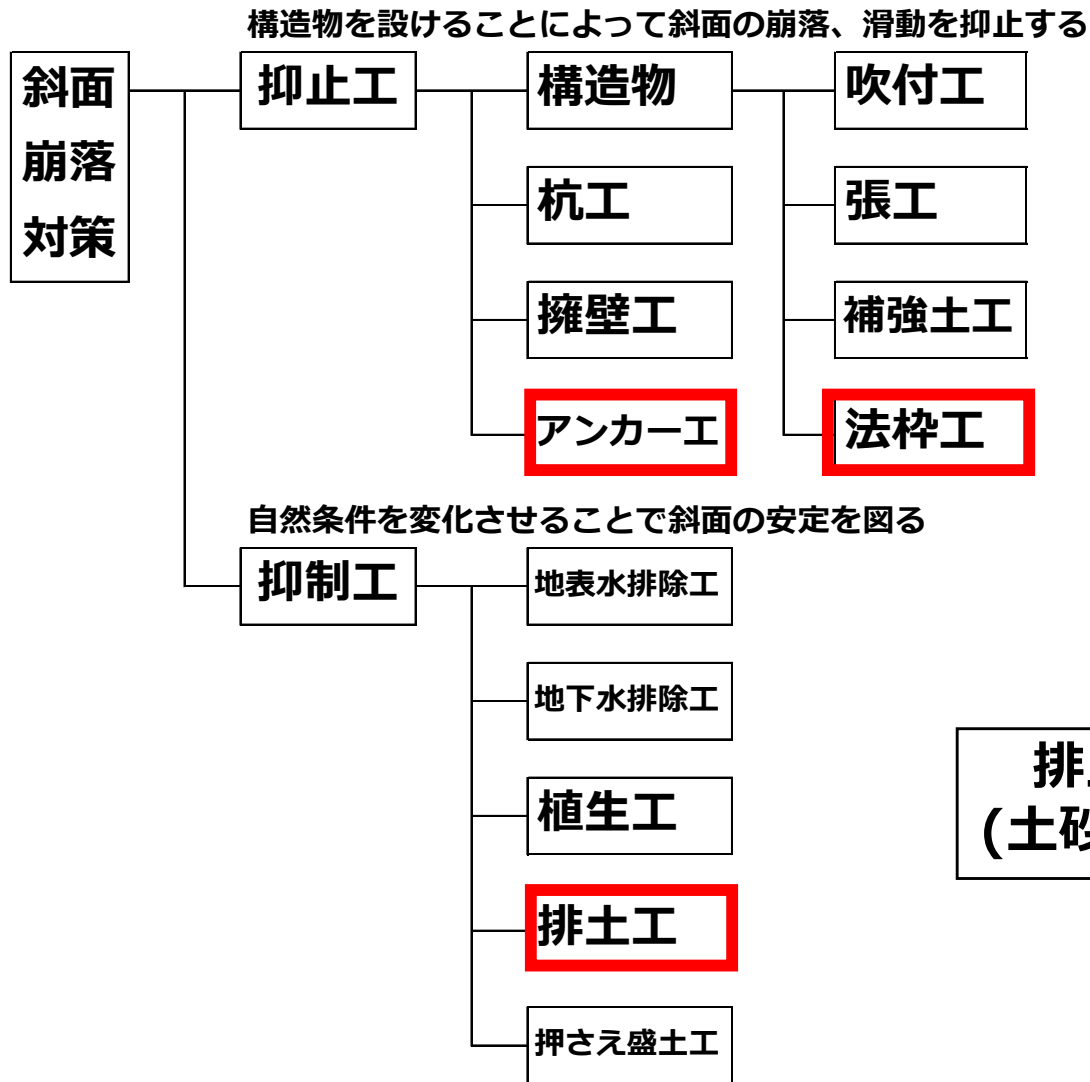
土地所有者から施工の承諾を頂いたうえで、土地所有者ではない県が土地の形状を緩やかにします。工事が完成したあとは、今まで通り土地所有者が斜面の管理をすることになります。

2. 借地

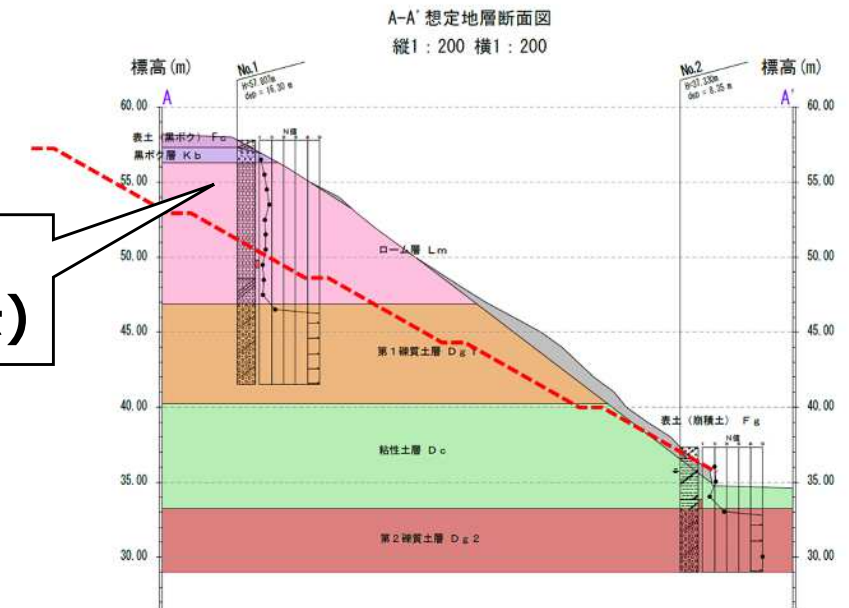
工事を実施する場合、建設重機（バックホウ）やダンプトラックが斜面まで近づく必要があります。斜面周辺には道路がないため、工事期間中は工事に必要となる土地の借地(無償)をお願いします。

2(4).考えられる斜面对策

本郷③の対策工法は、法枠工か排土工が候補。
経済性などを考慮し今後詳細に検討していく。

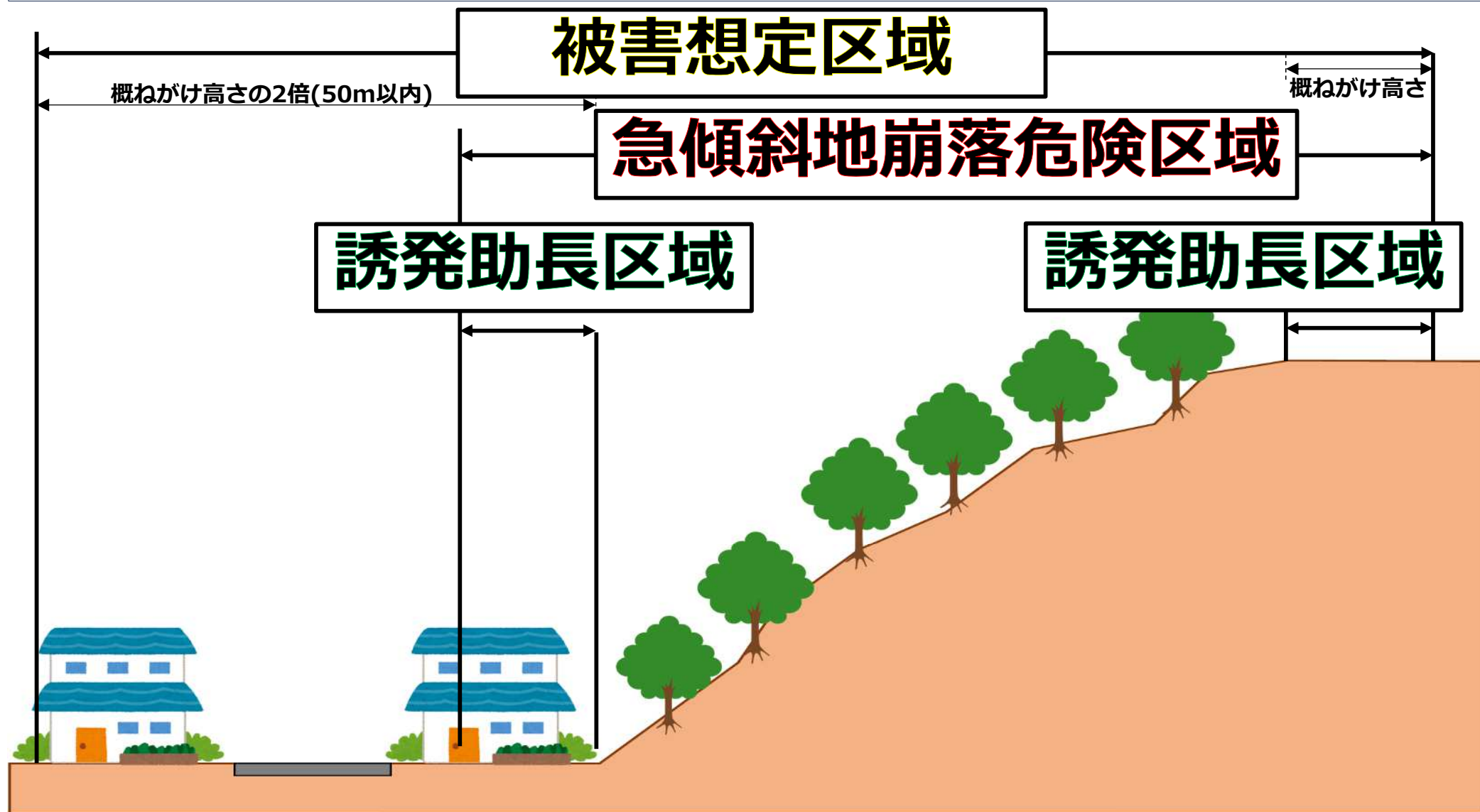


排土工
(土砂撤去)



2(5).急傾斜地崩落危険区域等の指定

斜面对策を実施するために、急傾斜地崩落危険区域等を指定する(崩落を助長又は誘発する行為の制限を伴う)



3(1).工事着手までの手順

以下の手順が必要となる（期間は目安）

	令和7年 (西暦2025年)	令和8年 (西暦2026年)	令和9年 (西暦2027年)	令和10年以降 (西暦2028年以降)
1 地元説明会	事業を進める条件を説明	事業に伴う影響（受益者負担、区域指定）を詳細に説明		
2 意向調査				
3 斜面对策設計				
4 用地調査				
5 区域指定			土地所有者ではない県が工事に着手するための法手続き	
6 受益者負担			土地の寄付または施工承諾、工事用の借地承諾	
7 工事着手			設計内容に応じては複数年に及ぶ可能性あり	

3(2).事業実施にあたっての意向調査

回答を頂きたい内容は以下のとおり

1.県による斜面对策工事の実施

→(1)希望する(2)希望しない

2.受益者負担について

→(1)協力する(2)内容を聞いて判断する(3)協力できない

3.急傾斜地崩落危険区域等の指定について

→(1)同意する(2)内容を聞いて判断する(3)同意できない

4.その他自由意見

An aerial photograph of a town in Japan, showing a river winding through the center, residential buildings, and agricultural fields. The text is overlaid on this image.

急傾斜地対策事業や

土砂災害警戒区域について

不明点等があれば

埼玉県川越県土整備事務所

(049-243-2023)

までお問い合わせをお願いします